

地方自治法施行令第167条の5第1項及び同施行令第167条の11第2項の規定に基づき、令和9・10年度の競争入札等参加資格審査申請要領を次のとおり定める。

令和8年10月13日

北上市長 八重樫 浩 文



令和9・10年度北上市競争入札等参加資格審査申請要領

1 受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで（土、日、祝日を除く）
午前8時30分から午後9時00分まで

2 資格の有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請要領の種類

- (1) 北上市競争入札等参加資格審査申請要領（建設工事）
- (2) 北上市競争入札等参加資格審査申請要領（建設関連業務委託）
- (3) 北上市競争入札等参加資格審査申請要領（物品又は役務の提供）

4 申請書の提出

岩手県県南広域競争入札資格審査受付システムから申請するものとする。

5 その他

4に掲げる各種申請要領は、別途北上市ホームページに掲載する。

北上市競争入札等参加資格審査申請要領（建設工事）

令和 9・10年度において北上市が発注する建設工事の競争入札（見積）に参加を希望する者は、次により北上市競争入札等参加資格審査申請及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

第 1 競争入札等参加者の資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく同法第27条の29第1項の規定による通知の書面（以下「総合評定値通知書」という。）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値を有する者であること。
- (3) 参加を希望する工種の業種において、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にあること。
- (4) 申請書等に虚偽の記載や記載漏れをしていないこと。
- (5) 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者で常勤のものを置くものであり、かつ、同法26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者で常勤のものを置く者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者でないこと。

第 2 欠格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北上市暴力団排除条例第2条第2号の規定に該当するもの。
- (2) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けているもの。

第 3 申請書等の受付期間

令和 8 年11月 2 日（月）から令和 8 年11月30日（月）まで（土、日、祝日を

除く)

午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分まで

第 4 申請書等の提出方法

申請は岩手県県南広域競争入札資格審査受付システムから行うものとする。
なお、持参又は郵送による提出は不可とする。

第 5 資格の有効期間及び結果の通知

資格者名簿の有効期間は、令和 9・10 年度の 2 会計年度とする。(期間が満了した場合の自動更新はしない。)ただし、次会計年度の資格者名簿が作成されるまでの間は、有効とする。

名簿登載決定及び指定業種における格付けについては、北上市内に本店又は営業所を有する者にのみ、令和 9 年 7 月を目途に書面で通知するものとする。

第 6 申請方法

令和 9・10 年度岩手県県南広域競争入札参加資格申請の手引きのとおり。

北上市競争入札等参加資格審査申請要領

(建設関連業務委託)

令和 9・10 年度において北上市が発注する建設関連業務委託（以下建設コンサルタント業務という）の競争入札（見積）に参加を希望する者は、次により北上市競争入札等参加資格審査申請及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

第 1 競争入札等参加者の資格要件

(1) 次の業種に申請を希望する場合は、それぞれに定める登録を受けていること。

ア 測量

測量法第55条第 1 項の規定による登録

イ 建設コンサルタント（建築部門）

建築士法第23条第 1 項の規定による登録

(2) 令和 8 年10月31日現在において、営業年数が 1 年以上であること。

(3) 令和 8 年10月31日の直前 2 年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する建設コンサルタント業務についての業務履行実績を有すること。

(4) 申請書等に虚偽の記載や記載漏れをしていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 7 条の規定に違反している者でないこと。

第 2 欠格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項及び北上市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の規定に該当するもの。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けているもの。

第 3 申請書等の受付期間

令和 8 年11月 2 日（月）から令和 8 年11月30日（月）まで（土、日、祝日を
除く）

午前 8 時30分から午後 9 時00分まで

第 4 申請書等の提出方法

申請は岩手県県南広域競争入札資格審査受付システムから行うものとする。

なお、持参又は郵送による提出は不可とする。

第 5 資格の有効期間及び結果の通知

資格者名簿の有効期間は、令和 9・10年度の 2 会計年度とする。（期間が満
了した場合の自動更新はしない。）ただし、次会計年度の資格者名簿が作成さ
れるまでの間は、有効とする。

名簿登載決定及び指定業種における格付けについては、北上市内に本店又は
営業所を有する者にのみ、令和 8 年 7 月を目途に書面で通知するものとする。

第 6 申請方法

令和 9・10年度岩手県県南広域競争入札参加資格申請の手引きのとおり。

北上市競争入札等参加資格審査申請要領

(物品又は役務の提供)

令和 9・10年度において北上市が発注する物品の製造又は販売、物品の購入若しくは役務の提供の競争入札（見積）に参加を希望する者は、次により北上市競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

第 1 競争入札等参加者の資格要件

- (1) 営業に関し法令上許可・登録等を必要とする業種にあっては、その資格を有すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載や記載漏れをしていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者でないこと。

第 2 欠格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北上市暴力団排除条例第2条第2号の規定に該当するもの。

第 3 申請書等の受付期間

令和 8 年11月 2 日（月）から令和 8 年11月30日（月）まで（土、日、祝日を除く）

午前 8 時30分から午後 9 時00分まで

第 4 申請書等の提出方法

申請は岩手県県南広域競争入札資格審査受付システムから行うものとする。

なお、持参又は郵送による提出は不可とする

第 5 資格の有効期間

資格者名簿の有効期間は、令和 9・10年度の 2 会計年度とする。（期間が満了した場合の自動更新はしない。）ただし、次会計年度の資格者名簿が作成さ

れるまでの間は、有効とする。

第6 申請方法

令和9・10年度岩手県県南広域競争入札参加資格申請の手引きのとおり。